

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1 栄白翠園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	栄白翠園ショートステイサービス	施設長	鈴木 敬一郎
所在地	印旛郡栄町酒直1, 335番地		
介護保険指定番号	短期入所生活介護	(千葉県	1274400058)
サービスを提供する対象地域	原則、栄町・成田市・印西市・佐倉市にお住まいの方		

(2) 同施設の職員体制

* () 内は男性再掲

職種	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	社会福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員	1名 (1)		1名 (1)	短期入所生活介護業務の統括
医師	医師		1名 (0)	1名 (0)	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導業務に従事する
生活相談員	介護福祉士	1名 (0)		1名 (0)	利用者の入退所手続きに付随する業務、生活相談及び身上調査に関する業務に従事する
栄養士	管理栄養士	1名 (0)		1名 (0)	献立作成、栄養量計算、食材発注及び給食記録を行い、調理に必要な指導援助に従事する
事務員		1名 (0)	1名 (0)	2名 (0)	庶務及び会計業務に従事する
調理員	調理師等	業者に委託			
看護師	看護師 准看護師	2名 (0)	4名 (0)	6名 (0)	利用者の診療の補助及び看護、並びに各事業の保健衛生業務に従事する
介護職員	介護福祉士	10名 (5)	3名 (0)	13名 (5)	利用者の日常生活の介護及び援助活動に従事する
	介護職員初任者 研修課程・実務 者研修修了者	3名 (1)	2名 (0)	5名 (1)	
	その他	4名 (0)	1名 (0)	5名 (0)	
介助職員			2名 (1)	2名 (1)	洗濯、掃除業務等に従事する

(3) 同施設の設備の内容

	定員	10名	静養室	1室
居室	多床室	4室	医務室	1室
	従来型個室	2室	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります		機能回復訓練室	1室
			霊安室	1室
洗濯室		1室	事務室	1室

2 サービス内容

①居室（通常利用・空床利用）

- ・多床室（2人部屋）と従来型個室のどちらかを使用して頂きます。
- ・通常利用とは、短期入所生活介護専用（介護予防短期入所生活介護も含む）の居室を利用することをいいます。
- ・空床利用とは、特養入所者が入院している期間に限り、短期入所生活介護の居室として使用することをいいます。そのため、特養入所者が退院となった場合には、利用期間中であっても退所して頂く場合がございます。また、料金の一部が特養の体制に応じた加算となります。ご不明な点は、生活相談員までご相談下さい。

②食事

- ・利用者の身体状況に合わせた形態で食事を提供します。
- ・その他、通常メニューの他に出勤食を月1回実施しています。詳しくは、職員にお尋ね下さい。

③入浴

- ・原則として週2回の入浴を実施します。
- ・身体状況に合わせての入浴サービスを提供します。

④介護

- ・ケアプランに基づき、短期入所生活介護計画を作成し、ニーズに合わせた介護を提供します。
- ・利用者の身体状況に合わせて、当施設所有の機器の貸し出しを行います。

⑤機能訓練

- ・利用者の機能レベルに応じ、グループを主体として実施します。

⑥生活相談

- ・原則、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間で、生活相談員が各種相談に応じます。

⑦健康管理

- ・毎日、看護師が健康相談に応じます。
- ・負傷又は軽度の疾病にかかった時は、園内で治療を行います。

- ・専門医の診療を必要とする場合、緊急を要する場合及び重度の疾病にかかった時は、原則として協力病院を受診して頂きます。尚、受診先を指定する場合は入所時にお申し出下さい。

⑧理美容サービス

- ・原則、外部のサービスを利用して頂きます。

⑨レクリエーション

- ・余暇活動として、各種クラブ活動を行います。
- ・内容により、原材料費等を負担して頂く場合がございます。

3 サービスの利用について

(1) サービスの利用申し込み

- ・まずはお電話でお申し込み下さい。
- ・ご利用決定後、契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は、要介護認定の有効期間内であればできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用を終了する場合

- ・文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、要支援状態及び非該当（自立）と認定された場合

※ 以下の事由に該当する場合、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂く場合があります。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、10日以内に支払われていない場合
- ・利用者やそのご家族等が当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・止むを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合

(3) 利用期間中の退所

※ 以下の事由に該当する場合、利用期間内であってもサービスを中止する場合があります。利用期間内にサービスを中止して退所する場合、利用実日数を基に利用料

金を算定します。

- 利用者が中途退所を強く希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) キャンセル料（短期入所生活介護重要事項説明書別添参照）

4 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス（短期入所生活介護重要事項説明書別添参照）

(2) 介護保険給付対象外のサービス（短期入所生活介護重要事項説明書別添参照）

(3) 支払方法

- 当施設をご利用頂いた翌月の15日までに請求書を発送致します。
- 請求書が届きましたら、26日（土日祝日の場合はその次の平日）までにお支払い下さい。
- お支払い方法は、「口座自動振替」（京葉銀カード集金代行サービス）となります。
- お支払い頂きますと、利用者に対し領収書を発行致します。

5 当施設サービスの特徴

(1) 運営の方針

①運営方針

「ひとつの誠をつくす」ことを基本理念とし、内部的には職員及び施設利用者の明るく健全な人間尊重の思想に立脚した「生活施設の確立」。また、外部的には地域福祉サービスの拠点として機能しうる「開かれた施設の確立」を目指す。

②処遇実践の5つの心構え

- 人の痛みを自分の痛みとする実践
- 誇らない実践
- 騒がしくない実践
- さわやかな実践
- 豊かな出会いの実践

(2) 施設利用にあたっての留意事項

①面会

- 原則、午前8時30分から午後6時30分の間をお願いします。

- ・飲食物をお持ちの際は、お手数ですが必ず職員に声をかけて下さい。尚、食中毒の時期は、生物の持ち込みはご遠慮下さるよう、ご協力をお願い致します。

②外出

- ・体調がすぐれない場合には、外出を見合わせて頂く場合がございます。
- ・食事準備の関係上、事前に電話でのご連絡をお願いします。尚、事前にご連絡がない場合には、食事のキャンセル料を頂く場合があります。

③飲酒・喫煙

- ・飲酒、喫煙の対応は、現在行っておりません。

④金銭・貴重品の管理

- ・原則、施設管理とさせていただきます。尚、利用者が自己管理を希望される金銭及び貴重品が紛失した場合の賠償には応じかねます。

⑤所持品の持ち込み

- ・原則、施設管理とさせていただきます。
- ・洗濯の関係上、所持品全てに名前を付けてください。尚、名前の付いていない所持品の紛失等における賠償には応じかねます。

⑥利用中の受診

- ・利用期間中に受診する場合は、ご家族の対応をお願いします。
- ・ご利用者及びご家族が、施設外での受診を希望された場合は、ご家族の責任で受診して頂きます。

⑦宗教活動

- ・他の利用者の生活の妨げになるような宗教活動は、ご遠慮下さい。

⑧ペットの持ち込み

- ・管理、衛生上の問題がございますので、ご遠慮下さい。

6 事故発生時及び緊急時の対応

(1) ご利用者に事故及び容態の変化等があった場合

- ・医師に連絡する等を事前に定め、必要な処置を講ずる他、契約書別紙に記載された緊急連絡先に速やかに連絡致します。

(2) 損害の賠償

- ・サービスの提供により、利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者またはその家族に対し損害賠償を行います。ただし、利用者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

7 非常災害対策

(1) 防災設備

- ・スプリンクラー設備
- ・屋内補助散水栓2基（1階1基、2階1基）
- ・緊急通報装置1基
- ・災害ハルク

(2) 防災訓練

- ・年3回の避難訓練を含む、防災訓練を毎月実施

8 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

短期入所生活介護事業所 生活相談員 電話0476-95-8941

(2) 栄町健康介護課介護総務班 電話0476-33-7709

(3) 成田市福祉部介護保険課 電話0476-20-1545

(4) 印西市健康福祉部介護福祉課介護保険班 電話0476-42-5111

(5) 佐倉市福祉部高齢者福祉課 電話043-484-6174

(6) 千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係
電話043-254-7428

(7) 千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）
電話043-246-0294

9 当社の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人 誠友会 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 竹内 淳 |
| (3) 定款の目的に定めた事業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホーム設置運営 2. 老人デイサービス事業 3. 老人短期入所事業 4. 老人介護支援センター事業 5. 老人居宅介護等事業 6. 保育所事業 7. 一時預かり事業 |

8. 病児保育事業

(4) 施設・拠点等	介護老人福祉施設	3カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	通所介護	3カ所
	居宅介護支援事業者	2カ所
	地域包括支援センター	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所

短期入所生活介護の提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	印旛郡栄町酒直1335番地	
	名称	栄白翠園ショートステイサービス	㊞
	説明者	生活相談員	
		氏名	㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

〔説明日〕 令和 年 月 日

(利用者)	住所	
	氏名	㊞

(利用者に代わって契約を締結する者)

利用者との関係

住所

氏名	㊞
----	---